

協会けんぽ鳥取支部 令和5年度収支

【資料6】

(百万円)

		鳥取支部	全 国
収 入	保険料収入	43,531	10,299,805
	一般分	43,525	10,298,438
	その他収入	102	21,341
	債権回収以外	34	7,846
	債権回収	68	13,495
計		43,633	10,321,146
支 出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	23,573	5,561,458
	医療給付費 (A)-(B)	27,264	5,561,458
	医療給付費 (A)	27,264	5,563,303
	災害特例分 (B)	0	1,845
	年齢調整額	▲ 684	-
	所得調整額	▲ 3,006	-
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	2,231	518,185
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	15,125	3,512,832
	業務経費(国庫補助を除く)	743	172,608
	一般管理費(国庫負担を除く)	179	41,627
	その他支出	207	48,193
	令和3年度の収支差の精算	▲ 314	-
	令和3年度のインセンティブ	▲ 79	-
	加算額	44	9,907
	減算額	▲ 123	▲ 9,907
計		41,666	9,854,904
収支差	計	1,967	466,243
	全国平均分	2,007	466,243
	地域差分	▲ 40	-

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(注)

①年齢調整額、所得調整額のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

②債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

③医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

④「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

令和5年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算の見通し

(百万円)

支部別収支差(地域差分) (a)	▲ 40
総報酬額(5年度実績) (b)	443,232
保険料率換算 (a)／(b) × 100	▲ 0.01

(注) 令和7年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

令和7年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和5年度の支部の収支差(地域差分)を令和7年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和5年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。